

令和2年度山口県職員（児童福祉司＜社会人経験者等＞）採用選考試験

－ 受 験 案 内 －

山 口 県 健 康 福 祉 部
こども・子育て応援局こども家庭課
〒753-8501 山口市滝町1番1号
TEL (083)933-2731

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a11800/index/>

◎募集職種	児童福祉司＜社会人経験者等＞
◎受付期間	令和2年6月26日(金)～令和2年7月31日(金)
◎試験日	令和2年8月9日(日)

◎ 採用予定人員

1人程度

◎ 職務の概要

児童相談所において、児童の福祉に関する相談・調査・支援・指導等の専門的業務を行います。

なお、採用後、他の課所（主として健康福祉部の各課及び出先機関）に勤務することがあります。

◎ 受験資格

- 1 昭和36年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者（令和3年4月1日時点で30歳から59歳までの者）
- 2 児童福祉法第13条第3項に定める児童福祉司となる資格を有する者又は令和3年3月31日までに資格を有する見込みの者（厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了していない者も受験できます。ただし、採用後に必ず講習会を受講していただきます。）
- 3 次のいずれかに該当する者は受験できません。
 - (1) 日本の国籍を有しない者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (3) 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - (5) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

◎ 受験手続

1 受験の申込み

次の書類を山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課（山口県庁本館棟5階）に提出してください。

提出するもの	注 意 事 項
受験申込書	必要事項を漏れなく記入（※欄は記入しないでください）して提出してください。 写真 （申込前6か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きのもの。縦4cm×横3cm）を貼って提出してください。
資格証明書	児童福祉司となる資格を有すること又は令和3年3月31日までに資格を有する見込みであることを証明する書類を提出してください。（受験案内5～6頁参照）
自己紹介カード	各項目を記入してください。
職務経歴書	職務先、部署名、役職名、職種、在職期間、常勤・非常勤の別（非常勤の場合は月の勤務日数）、担当した業務の具体的な内容や実績をA4用紙1枚程度にまとめ、提出してください。 人事異動等により、所属部局や職務内容の変更があった場合は、それぞれの業務について記載してください。

- 山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課のホームページ（※）に受験申込書及び自己紹介カードの様式を掲載していますので、ダウンロードして使用してください。（※<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a11800/index/>）
- 郵送の場合は、封筒の表に「選考試験受験申込書在中」と大きく朱書きし、**必ず特定記録郵便等の確実な方法**により、〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課あて送付し、受領証を保管しておいてください。（山口県からは受領した旨の連絡・受験票の送付は行いません。）
なお、特定記録郵便等によらない郵便での不着には対応できません。

2 受付

土曜日・日曜日・祝日を除き、**令和2年6月26日(金)から令和2年7月31日(金)まで**の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

郵送の場合は、令和2年7月31日（金）までの消印のあるものに限ります。

◎ 選考試験の日時及び場所

1 日時 令和2年8月9日(日)

入室 午前9時30分まで 試験 午前10時～午後4時

2 場所 山口県教育会館（山口市大手町2番18号）TEL(083)922-5766

※ JR山口駅から徒歩15分、タクシー5分

県庁前バス停から徒歩5分

駐車場あり [時間の余裕を持ってお越しください]

◎ 選考試験の方法及び内容

試験種目	試験内容	配点
論文試験	職務遂行に必要な知識、思考力、判断力等についての論文試験	60点
適性検査	職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについての試験	140点
口述試験	人物、専門的な知識等について個別面接による試験	

※ 論文試験の得点が平均点の5割以下又は口述試験等の得点が35点以下の場合は、他の成績にかかわらず不合格とします。

※ 児童福祉司等の経験年数が一定の要件を満たす方については、上位の職位への格付けを判断するため、当日、別途、面接による審査を行います。対象者については、事前に連絡します。

◎ 携行品

選考試験当日は、**筆記用具、昼食**を持参してください。

なお、適性検査にはシャープペンシルは使用できませんので、**HBの鉛筆を3本以上持参**してください。（論文試験はシャープペンシル可）

◎ 合格者の発表

合格者は、令和2年9月上旬（詳細は試験当日お知らせします）に受験番号を山口県庁本館棟1階エントランスホール掲示板に掲示するとともに、山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課ホームページに掲載します。

また、受験者には合格・不合格を文書で通知します。

◎ 合格者の採用

原則、令和3年4月1日に採用します。

令和3年3月31日までに資格を取得できない場合は、採用されません。

◎ 給与

給料は、各人の経歴等によって異なりますが、採用時の年齢が30歳で大学卒業後民間企業等における職務経験が8年の場合、初任給は220,600円です（令和2年4月1日現在）。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、福祉業務手当等の諸手当がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。

◎ 試験結果の開示

試験の結果については、山口県個人情報保護条例第19条の規定により、口頭による開示の申出をすることができます。

なお、電話等では口頭による開示の申出はできませんので、受験者本人が直接開示場所へお越しください。

〈開示期間〉合格発表日から1年間

〈開示内容〉総合得点及び総合順位

〈開示場所〉山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課

◎ 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集する個人情報については、採用選考試験及び採用に関する事務以外に利用しません。

◎ 試験会場案内図

山口県教育会館

山口市大手町2番18号 電話(083)922-5766



◎ 新型コロナウイルス感染症などへの対応

今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等によっては、実施内容の変更（延期・試験会場の変更等）を行う場合があります。

変更や連絡事項がある場合は、山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課ホームページにおいてお知らせしますので、必ず確認の上、試験会場にお越しください。

1 マスクの着用等

試験当日は、感染予防のため、マスクの持参・着用をお願いします。

2 試験室の換気

試験室は換気のため、窓やドアなどを開ける場合がありますので、室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。

3 体調不良の方

新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症）に罹患し治癒していない方、濃厚接触者の方、発熱や咳などの風邪症状がある方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いいたします。なお、これを理由とした欠席者向けの再実施は予定していません。

《問い合わせ先》

山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 電話(083)933-2731

<参考>

◎児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第十三条

- 3 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。
 - 一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
 - 二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
 - 三 医師
 - 四 社会福祉士
 - 五 精神保健福祉士
 - 六 公認心理師
 - 七 社会福祉主事として二年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
 - 八 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

◎児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）

第六条 法第十三条第三項第八号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下この条において「相談援助業務」という。）に従事したもの
- 二 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
- 三 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
- 四 社会福祉士となる資格を有する者（法第十三条第三項第四号に規定する者を除く。）
- 五 精神保健福祉士となる資格を有する者（法第十三条第三項第五号に規定する者を除く。）
- 六 公認心理師となる資格を有する者（法第十三条第三項第六号に規定する者を除く。）
- 七 保健師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める講習会（次号から第十一号まで及び第十四号において「指定講習会」という。）の課程を修了したもの

- 八 助産師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 九 看護師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 十 保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 十一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する普通免許状を有する者であつて、指定施設において一年以上（同法に規定する二種免許状を有する者にあつては一年以上）相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 十二 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が三年以上である者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- イ 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
- ロ 児童相談所の所員として勤務した期間
- 十三 社会福祉主事たる資格を得た後三年以上児童福祉事業に従事した者（前号に規定する者を除く。）であつて、前号に規定する講習会の課程を修了したもの
- 十四 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

<注意>

児童福祉法第十三条第三項第七号、児童福祉法施行規則第六条第七号から第十四号までに規定する講習会の課程を修了していない者も受験、採用の対象となります。ただし、採用後に講習会の課程を必ず修了していただきます。